

策定年度	平成15年度
------	--------

白石地域水田農業ビジョン

～ 自立した農業経営の確立に向けて～

平成16年4月

白石市農政推進協議会

白石地域水田農業ビジョン

はじめに

グローバル化の進展により、日本の地方都市は国内だけでなく中国・韓国に代表されるアジア諸国との競争にもさらされる時代を迎えています。とりわけ、地域経済の停滞による失業率の悪化を要因とする雇用不安および大都市への一極集中といった構造的な問題により、特に経済情勢における厳しさが増しているのが現状です。

それらを踏まえて、本市の産業振興を考えた場合、これまでのような地域外からの企業誘致、外部資本の導入には多くを期待しえず、かわって地域独自の資源に基づいた内発的振興が重要となってきます。そして、本市においてその主要産業となりうるのは、地域固有の資源である農産物など「食」を扱う農林水産業（第一次産業）であることは論を待ちません。しかしながら、本市農業は耕作従事者の高齢化やそれに伴う生産意欲の減少、農用地利用集積の遅れなど課題が山積しているのが現状です。

そのような中で、国レベルにおいて米政策改革大綱（平成14年12月、農林水産省省議決定）が決定されました。

米政策改革大綱を受けて行う米政策改革は、これまで行われてきた米及び水田農業に関する施策において指摘されてきた、施策全体の組み立てがわかりにくく、また助成体系が複雑である、生産調整目標面積の達成が至上命題化し、需要に見合った売れる米づくりを行う意識の醸成を阻害している、生産調整の配分理由および透明性が確保されてきたとはいえない、という3つの問題点を踏まえ、平成22年度までに「農業構造の展望」（平成12年3月農林水産省作成）と「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目指すことおよび平成20年度までに「農業者・農業者団体が主役となるシステム」を構築することを目的としています。

米政策改革大綱を契機とし、本市の基幹産業であり、地域固有の資源を活用しながら持続的な成長を期待しうる産業である農業を「経営」の観点から見つめ直し、雇用創出の原動力として自立できる体制を確立するとともに、農林水産業から食品製造業、さらには食品卸・小売や外食産業まで含めた「食」関連産業と観光産業といった相互に関連性のある産業を組み合わせ、地域のポテンシャルを大いに引き出すことに資するため、ここに白石地域水田農業ビジョンを策定し、行政と生産者および関係団体が一体となってこれを推進していくこととします。

目次

白石地域水田農業ビジョンの策定範囲

白石地域農業の特性

- 1 農業者・農地の現状
 - 1) 農業者の現状
 - 2) 農地の現状
- 2 農業生産の現状
 - 1) 概論
 - 2) 水稲作付の現状
 - 3) 水田転作の現状
- 3 水田農業における「担い手」の現状

白石地域水田農業振興方針（作付け面積の現状および目標）

- 1 主要作物（麦・大豆・そば等）
- 2 水田飼料作物（イタリアンライグラス・ソルガム等）
- 3 園芸作物（カキ・トマト等）

白石地域水田農業ビジョン実現のための手段

- 1 水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）の活用方策
 - 1) 水稲作付における活用方針
 - 生産面
 - 流通面
 - 2) 水田転作における活用方針
 - 3) 水田農業における「担い手」育成方針
- 2 水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）の助成体系
- 3 米政策改革関連施策の活用

白石地域水田農業ビジョンの策定範囲

白石地域水田農業ビジョンの策定範囲は、白石市域を単位として制定する。

白石地域農業の特性

1. 農業者・農地の現状

本市は、北緯38度線上、東経140度36分周辺に位置し、宮城県の南端の一部を構成している。市街地の南部・北部の平坦から、東部・西部の山間丘陵地帯、そして、南蔵王山麓の山間高冷地帯までの幅広い分布となっており、地形的・気象的に複雑な条件となっている。このため本市の農業生産は、それぞれの条件を活かし、水稻を基幹とし、畜産、野菜、果樹、花卉、菌茸類を組み合わせた複合経営地帯となっている。



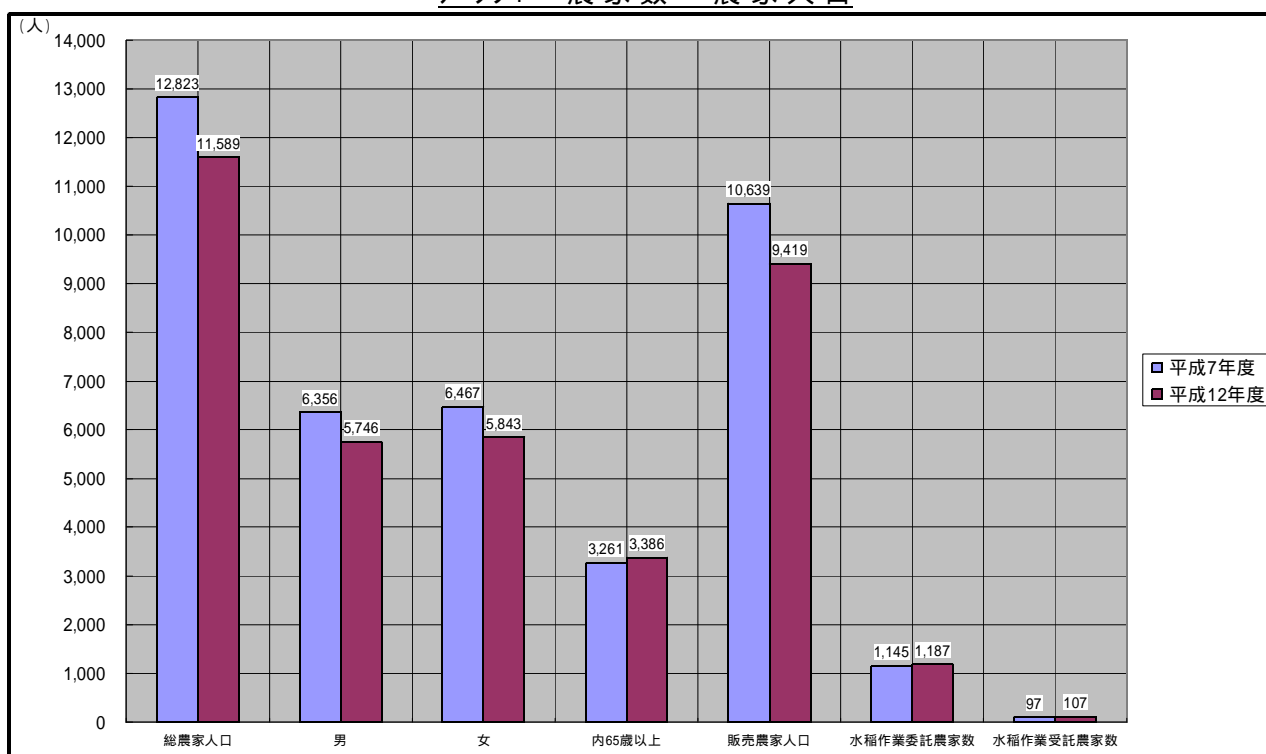
各種指標により、本市農業の現状を農業者、および農地の二つの視点から分析する。

1) 農業者の現状

本市における総農家^{*1}人口は11,589人（平成12年）であり、平成7年の12,823人から1,234人ほど減っている。その一方で65歳以上の高齢者は3,261人から3,386人に増えており、高齢化が進行しているといえる（グラフ1）

*1 経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯または耕地面積が10アール未満であっても1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯（例外規定農家）をいう。

グラフ1・農家数・農家人口



出典・

販売農家²数は10,639人から9,419人に減っている。また、水稲作業委託農家数、水稲作業受託農家数の双方が1.0%増となっている。

専業別の農家数を見ると、兼業農家³の割合が約9割を超えており、また第二種兼業農家が兼業農家全体の約9割を占めている。

表1・平成12年度専業別農家数

総農家数	専業農家	兼業農家	うち第一種	うち第二種
2,553	255	2,298	156	2,142

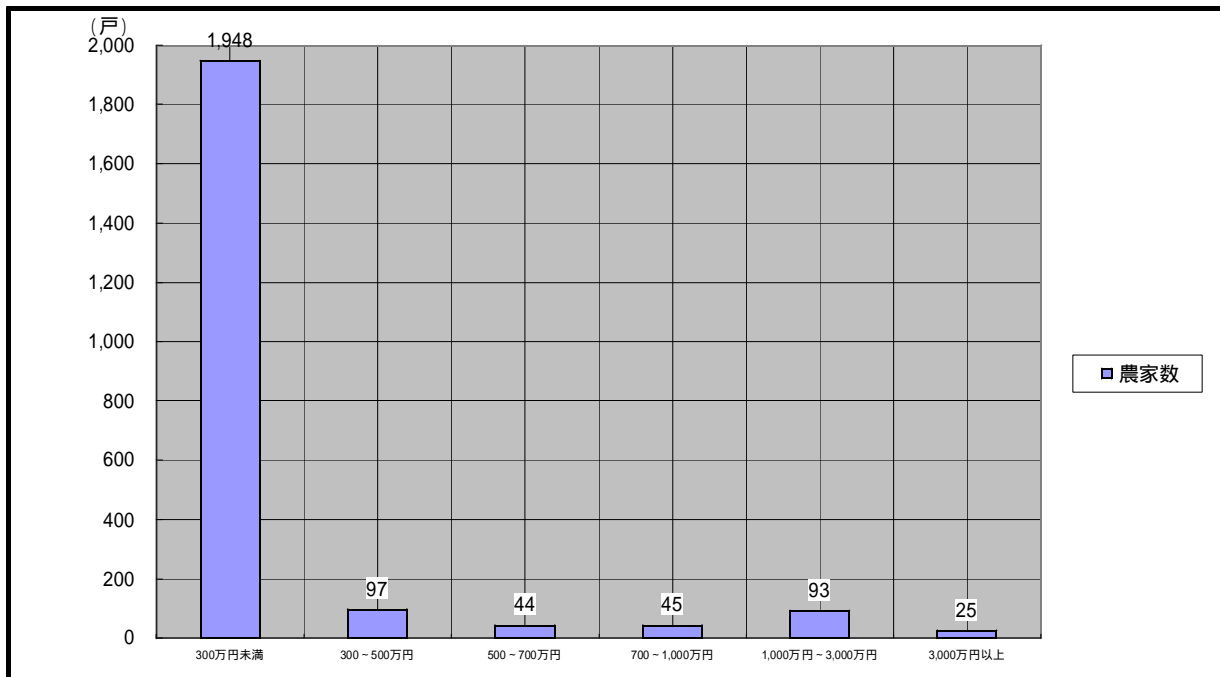
(単位=戸) 出典・

農産物販売金額別に見てみると、300万円未満の農家が1,948戸と全体の約87%を占めている(グラフ2)

*2経営耕地面積が10アール以上または農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

*3世帯員の中に兼業従事者(1年間に30日以上雇用兼業に従事した者または1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者)が一人以上いる農家。

グラフ2・農産物販売金額別農家数



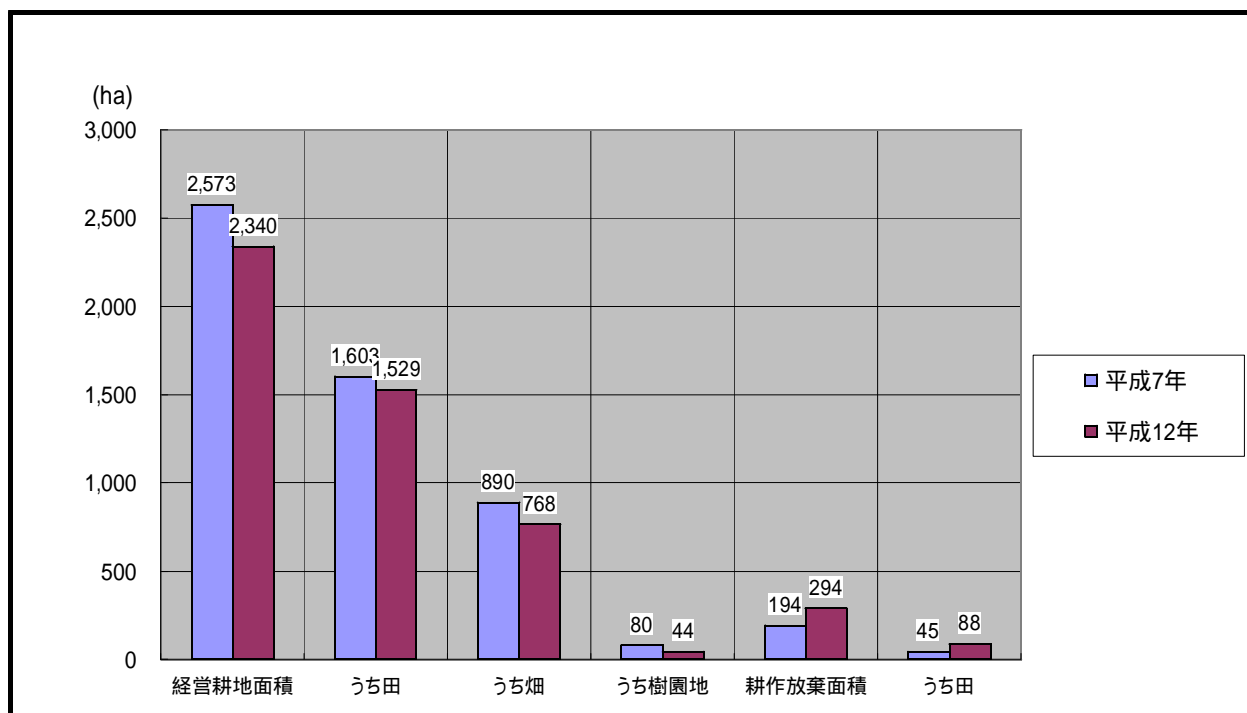
出典・

2) 農地の現状

経営耕地面積^{*4}は平成7年には2,573haあったものの、平成12年には2,340haに減っている。その裏返しとして耕作放棄地(田)が倍増(45ha → 88ha)している(グラフ3)

^{*4}農家が経営する耕地(田、畑、樹園地の計)をいう。経営耕地は自己所有地と借入耕地が区分される。

グラフ3・経営耕地・耕作放棄地面積



出典・

経営耕地規模別に分類すると、経営面積1ha未満の農家が全体の60%を超えている一方、10ha以上はごくわずかにとどまっている（グラフ4）

また、農用地の利用集積の推移をみると、平成12年では、農用地全体に占める集積面積の割合が28.1%であったが、平成14年度には30.1%となり、若干の増加がみとめられる（表2）しかしながら、仙南地域全体での平均（35.9%）より低い。

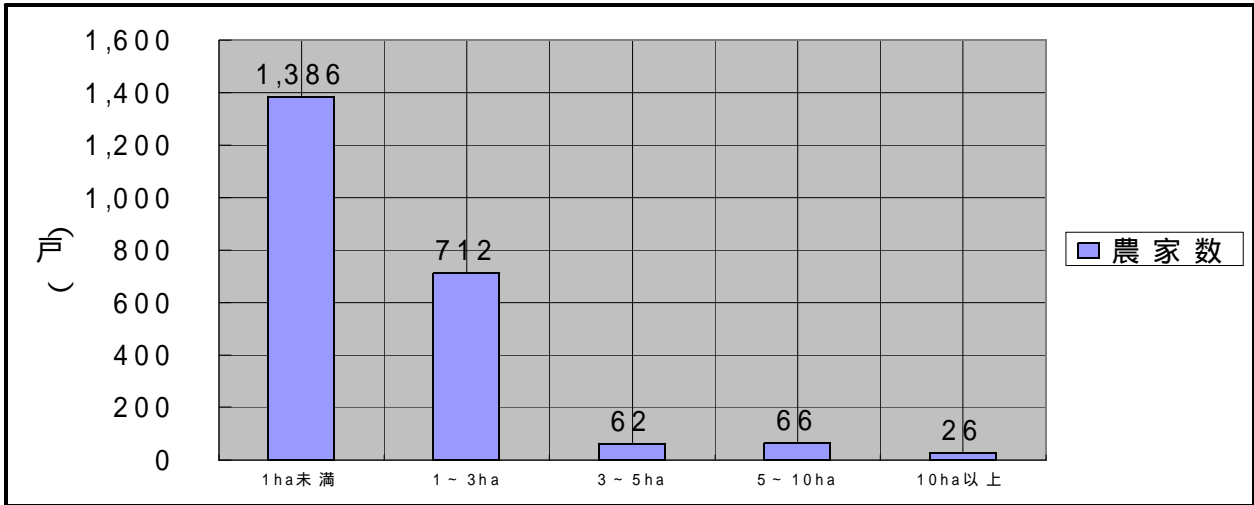
表2・農用地の利用集積の推移

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成16年度目標	平成18年度目標
白石市	28.1	29.8	30.1	32.0	35.0
仙南地域計	36.8	38.4	35.9		

* 数値=農用地面積/集積面積（%）

出典・

グラフ4・経営耕地規模別農家数



出典・

以上から、次の3点が本市の農家について読みとれる。

- 零細規模・所得水準が比較的低位
- 農家数の減少
- 高齢化による農作業委託農家の増加

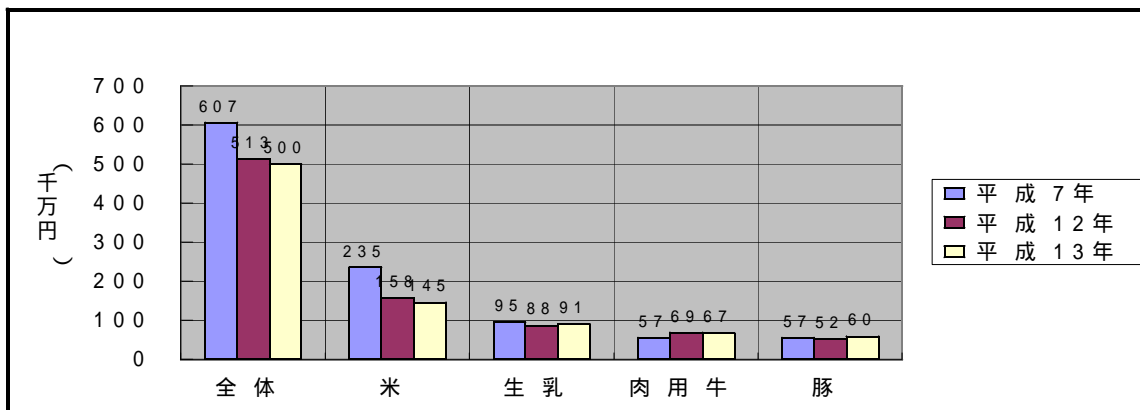
2...農業生産の現状

1) 概論

農業産出額上位4品目の推移をみてみると、平成7年、12年、13年と徐々に、農業産出額全体が低くなっている。(60億 51億 50億〔円〕)

また、産出額全体に占める米の割合も年々低下(39% 31% 29%)している(グラフ5)

グラフ5・農業産出額上位4品目の推移



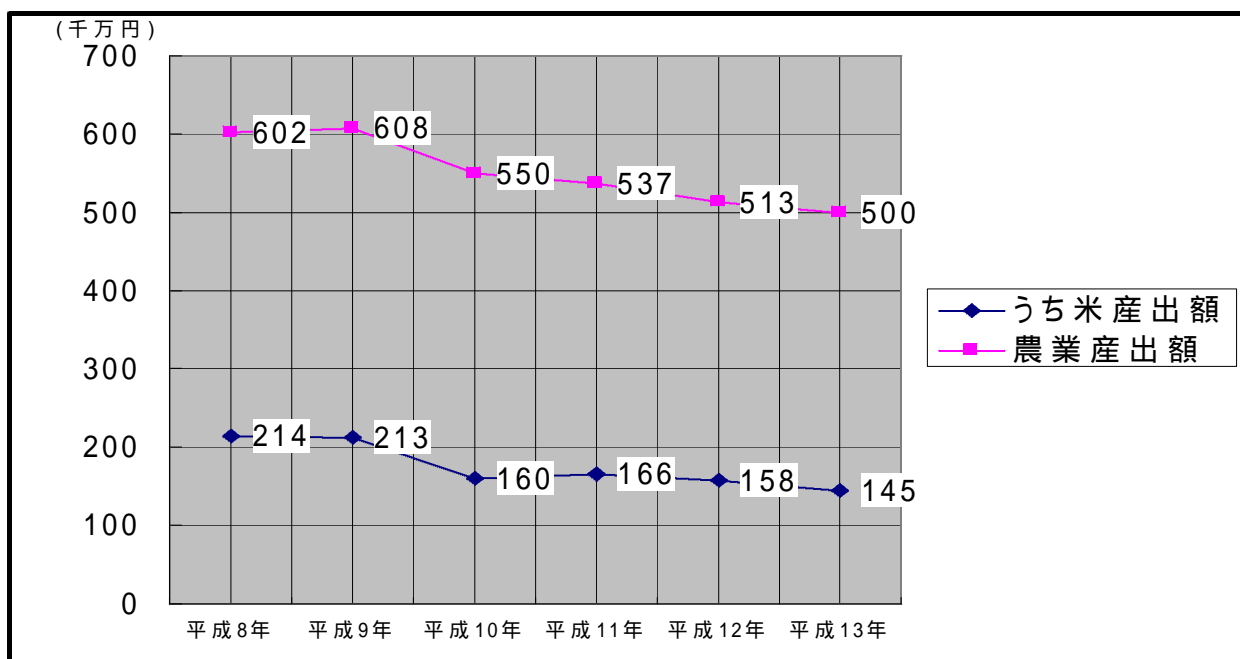
出典・

2) 水稲作付の現状

米の産出額についてみてみると、平成8年の21億4千万円から平成13年には14

億5千万円と約30%低下している（グラフ6）

グラフ6・農業産出額に占める米の割合



出典・

また、水稲作付面積も減少している（H13 1,197ha H14 1,110ha）（表3）

表3・水稲作付面積の推移

	平成13年産	平成14年産
作付面積 (ha)	1,197	1,110

出典・

産米等級比率を仙南地域全体と比べてみると、白石市では1等比率80.4%、2等18.2%、3等1.3%となっている一方、仙南地域全体では1等比率74.0%、2等24.6%、3等1.3%であることから、地域の努力により高品質米が生産されていることが分かる（表4）

表4・平成14年産米等級比率（平成15年3月末現在）

比率 (%)	1等	2等	3等	規格外
白石市	80.4	18.2	1.3	0.0
仙南地域	74.0	24.6	1.3	0.1

出典・

なお、品種別の作付面積比率をみてみると、「ひとめぼれ」が最も多く（81.2%）、次いで「コシヒカリ」（7.3%）、「ササニシキ」（4.4%）の順になっている（表5）

表5・水稲主要品種の作付面積比率（平成14年産・うるち）

	ササニシキ	コシヒカリ	ひとめぼれ	こころまち	まなむすめ	その他
(%)	4.4	7.3	81.2	1.0	2.1	0.9

出典・

3) 水田転作の現状

本市における水田転作の現状を、各種データより分析する。

農家戸数2,552戸のうち、生産調整を実施しているのが2,469戸であり、転作態様毎の内訳は下表のとおりである。

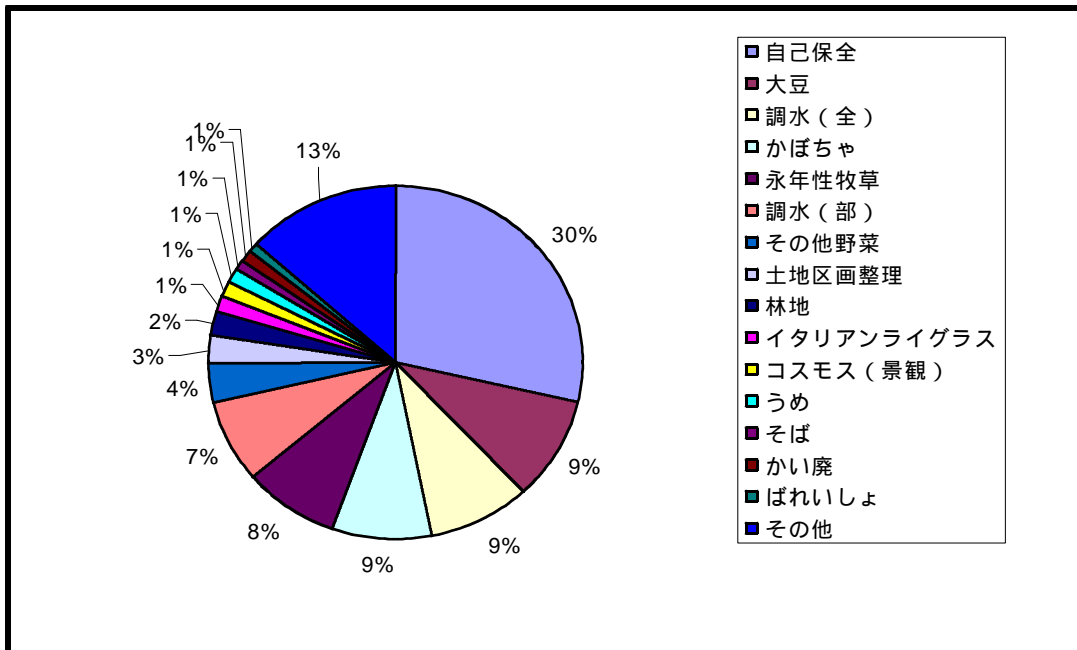
表6・生産調整態様毎一覧

全体 (戸)	生産調整実施	作物作付	景観形成等	調整水田	自己保全管理	作物預託	実績参入
2,552	2,469	1,556	95	878	581	2,149	1,405

出典・

つぎに、作物別割合（筆数）をみると、自己保全管理が全体の30%と最も多く、次いで大豆（9%）、調整水田（全体）（9%）、かぼちゃ（9%）、の順になっている。

グラフ・作物別割合



出典・

転作作物を作付しない分類（自己保全管理、調整水田、土地区画整理など）

を除くと、大豆、永年性牧草、かぼちゃ、その他野菜、イタリアンライグラス、景観形成作物（コスモス）などの割合が高い。

なお、耕作面積別および耕作農家数毎の作物別割合についても同様の傾向が読みとれる。

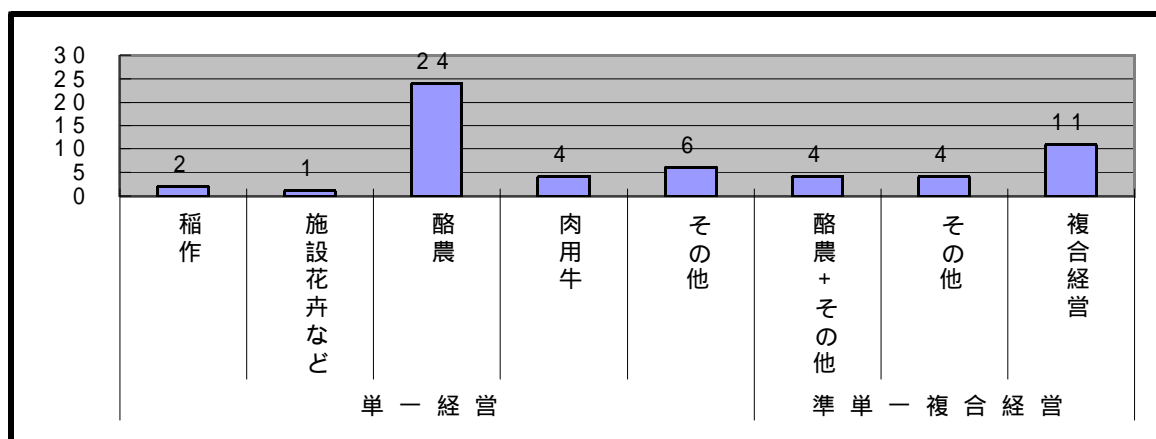
3. 水田農業における「担い手」の現状

前述したように農業者人口が減少する一方、高齢化が進行している現状を考慮すると、地域の基幹産業である水田農業を支える「担い手」を育成することは危急の課題といえる。

しかし、「担い手」を育成するためには、経営規模拡大をし収益の安定性を確保する観点から土地利用の集積が必須であるが、土地所有者の資産的保有意識、期間満了時における離作補償への不安が強いため、集積は必ずしも進んでいない。

また、稲作に係る認定農業者はわずか2名となっている（全体では56戸）（グラフ8）。

グラフ8・経営組織別認定農業者数



出典・

なお、本市における代表的な農事組合法人および集落営農組織^{*5}（集落を単位として、農業生産過程における一部または全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農組織）は以下のとおりである。

*5集落を単位として、農業生産過程における一部または全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農組織。

イ 農事組合法人 八宮農業生産組合

代表 組合長 大野 栄一郎
 組合員数 160名（平成15年4月1日現在）
 転作物 永年性牧草、ソルガムおよびそば
 転作面積 約18ha（うち、そば2ha）
 概要 福岡八宮地区で牧草、そばの集団栽培に取り組む。特にそばは、白石市農業祭での試食会、白石高原そば道場でのそば打ち体験を通して、地域住民に親しまれている。

ロ 内親青年部

代表 部長 佐藤 好一
 人数 24名（平成15年4月1日現在）
 転作物 コスモス（品種 センセーション）
 転作面積 約7.0ha
 概要 平成14年度から白川内親外川原地区においてコスモスの集団転作を実施。今年度は約2,100万本作付けし、「白川市コスモス園」には9月から10月末までの開園期間中、市内内外から約4600人が来園。コスモスの摘み取り体験などを楽しんだ。テレビ番組や新聞報道でも相次いで取り上げられ、観光拠点としての役割が期待されている。

ハ 越河地区担い手農家部会

代表 会長 斎藤 重雄
 人数 8名（うち認定農業者 5名）
 転作物 なたね（品種 キザキノナタネ、アサカノナタネ）
 転作面積 1.0ha（H14実績）
 概要 平成14年度から越河地区でなたねの集団転作を実施。今年度は60a分を刈り取り、製油したなたね油を「一番搾り白石（越河）のなたね油」として地区住民および仙台市内の百貨店にて販売。地産地消の新たな試みとして注目される。

白石地域水田農業振興方針（作付け面積の現状および目標）

1. 主要作物（麦・大豆・そば等）

前述の通り、本市における生産調整全体の30%を自己保全管理が占めており、所得向上を図る上では転作作物の作付推進が必要と考えられることから、本市では、以下の品目について、作付拡大を推進していくことにする。

麦・大豆（需給動向に応じた生産を推進）

そば（市内直売所などで販売・地産地消の取組として拡大を図る）

コスモス（市指定振興作物・景観形成）

なたね（市指定振興作物・景観形成および食用油などの用途有）

れんげ（市指定振興作物・景観形成および飼料作物としても活用）

なたね：ディーゼルエンジン用燃料として活用を検討する自治体・農業者団体等が全国的に増えつつあり、代替燃料としての利用が期待されている

表7・水稲、麦、大豆およびそばの作付実績（目標）面積並びに販売目標

	水 稲		麦		大 豆		そ ば	
	作付面積	販売目標	作付面積	販売目標	作付面積	販売目標	作付面積	販売目標
H14実績	1,220		1.9		51		6	
H16目標	1,220	6,221	2.5	11.7	62	55	20	8
H18目標	1,220	5,986	2.5	11.7	80	55	40	16

（単位：作付面積ha，販売目標 t） 出典・

表8・コスモス・れんげ・なたねの作付実績（目標）面積

	コスモス	レンゲ	なたね
H14実績	11	2	0 (H15実績1)
H16目標	13	6	2
H18目標	18	10	8

（単位=ha） 出典・

2. 水田飼料作物（イタリアンライグラス・ソルガム等）

本市は仙南地域の水田飼料作物作付け面積の約2割を占め、仙南地域における飼料作物の一大産地を形成している。今後も環境条件を生かして、イタリアンライグラスやソルガムを始めとする水田飼料作物を一層作付していく。

ソルガム：自動車の混合燃料油となるバイオエタノールを生成する実証事業を進めている自治体等があり、将来的には「エネルギー作物」としての活用が期待される

表9・平成14年産水田飼料作物作付面積および目標

品種	H14実績	H16目標	H18目標
青刈リトウモロコシ	5.54	5.33	5.82
ソルガム	3.29	3.32	4.55
永年性牧草	78.87	70.56	74.85
イタリアンライグラス	12.40	17.44	18.13
その他一年性牧草	1.65	2.13	2.55
飼料用根菜類	0.30	0.20	0.25
飼料用雑穀類	0.34	0.88	1.20
子実用ハトムギ	0	0.32	0.44
その他飼料用作物	4.35	4.77	4.92
計	106.74	104.95	112.71

(単位=ha) 出典・実績 = 、目標 =

3. 園芸作物(カキ・トマト等)

園芸作物については、本市およびみやぎ仙南農業協同組合の推進方針に基づき、重点推進品目を表10のとおり設定し、作付を推進していく。

なお、長年市民に親しまれ栽培されてきた「柿」をシンボルとし「柿の里白石」として柿の直売、観光農園および農産加工などを推進してきたことから、宮城県ころ柿出荷協同組合など関係団体と連携しながら、園芸作物の中でも特に柿の植栽拡大を図る。

表10-1・園芸重点推進品目の作付(目標)面積

	柿	トマト	ブロッコリ-	イチゴ	ソラマメ	キュウリ
H14実績	74	4	3	3	3	15
H16目標	76	5	3.5	4	3.5	16
H18目標	76	5	3.5	4	4	16

(単位=ha) 出典・

表10-2・園芸重点推進品目の販売目標

	柿	トマト	ブロッコリ-	イチゴ	ソラマメ	キュウリ
H16目標	140	90	30	160	40	160
H18目標	140	90	30	160	100	160

(単位=t) 出典・

白石地域水田農業ビジョン実現のための手段

1. 水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）の活用方策

1) 水稲作付における活用方針

生産面

米政策改革では、食生活の多様化および少子化に伴う人口減少による一人当たりの米消費量の減少予測を踏まえ、今後は需要動向に応じた計画生産が求められる。

従来のような家庭における炊飯の他に、外食産業の需要など米の消費形態が多様化し、それぞれの用途に求められる品質や価格も変化しつつある。更に「食の安心・安全」に関心が高まっており、農薬や化学肥料の量を減らした米の需要が伸びてきている。

このような中で、従来の「生産したものを売るだけ」の生産体制から、市場動向の的確な把握による「売れる米づくり」に転換しなければならない状況にある。

本市農業の現状を踏まえ、一般米栽培以外に有機、減農薬・減化学肥料栽培米などを積極的に作付けし、それぞれの趣向に鋭敏に対応することが求められる。

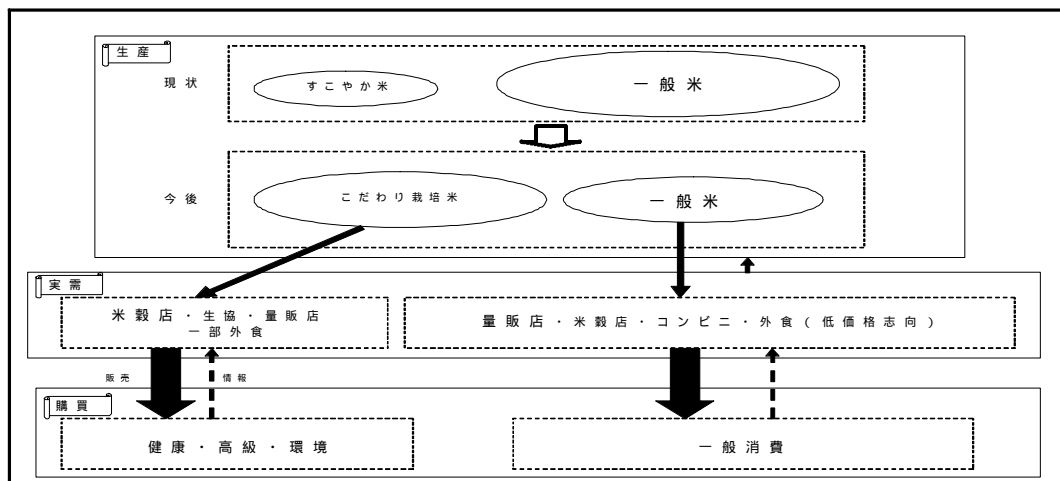
なお、消費者の趣向に応えるために、以下の2点を重点的に展開していく。

畜産農家との連携による堆肥投入を行い循環型農業の推進を図る。

減農薬・減化学肥料による「安全・安心・納得」の「売れる米づくり」(仮称)「こだわり米」の推進を図る。

同時に、栽培履歴(トレーサビリティ)の完全実施と生産記録簿記帳・管理の徹底を図り、消費者に対し積極的に情報の公開を行う。

ニーズに応える米づくり



流通面

「売れる米づくり」のためには、生産面における新手法の導入のみならず、これらを栽培者に周知し（同時に本市産米が「こだわり米」であることを消費者に知らせることが必要である）、そのためには宣伝といったマーケティングのノウハウを蓄積し、「こだわり米」としてのブランドを確立することが必須である。農業関係団体および農業者自身のより一層のマーケティング力向上を図るため、広告代理店および外食産業などと幅広く連携することが必要であろう。

また、小麦粉の代わりに^{こめこ}米粉を原料とする「米粉パン」が地産地消の取り組みの一環として全国的に増えつつある。このような新たな取り組みを積極的に支援することにより米の消費拡大を促すと同時に学校給食等への販路拡大を図る。また対外的な販売戦略の観点から、国内農産物の輸出を視野に入れ海外市場の開拓を今後検討していく。

2) 水田転作における活用方針

地域が自ら積極的に転作に取り組んでいる例として、先述した白川地区におけるコスモス（内親青年部）、福岡（八宮農業生産組合）、小原地区のそば、越河地区でのなたね（越河地区担い手農家部会）などを挙げることができるが、これらは、土地利用集積により収益性が向上して、経営面での改善が期待されるとともに、地域の環境・生態系の担い手として非常に重要な役割を果たしている。そのような地域の自主的な取り組みを積極的に支援していく体制をとり、自立した水田農業の確立を目指す。

また、本市においては、自己保全管理地を含め遊休農地の活用が今後の水田農業へ及ぼす影響が大きいことから、先述した「そば・コスモス・なたね・れんげ・柿」など振興作物の作付推進を行う。

なお、作付（農地集積）・転作（団地化）を推進するに当たって不可欠である用水路および排水路の整備を同時に図っていく。



白川コスモス園
（白川内親地区）



白石高原そば園
（福岡八宮地区）

3) 水田農業における「担い手」育成方針

農業の持続的な発展と食料自給率の向上を図ることが農業の大命題である。

すなわち、「効率的かつ安定的な農業経営」を目指す意欲ある農業者（育成すべき農業経営）を明確化し、農業者が主体的に経営改善に取り組みれば他産業並みの生涯所得の確保が可能となるよう、経営の観点から各種の支援策を可能な限り集中化・重点化することが必要である。

白石地域水田農業ビジョンで位置づける担い手の要件としては、個人では水田耕作面積3ha以上の農業者、水稲作業受託者協議会会員、越河地区担い手農家部会委員、白石市認定農業者連絡協議会員いずれかであることとし、組合等では蔵本水稲共業組合、白川水稲生産組合、農事組合法人八宮農業生産組合、内親青年部を担い手として位置づけたい。

具体的な支援策としては、「帰農」ブームの到来やゆとり志向の広がりによるUターン、Iターンが増えており、新規に農業に就こうとする機運が高まりつつある一方で、農業特有の産業形態（職住近接^{*6}）および「技術等の習得」、「資金の手当」、「農地の確保」の3点が新規就農者の参入を阻む要因となっていることから、関係機関が連携して新規就農者の受入態勢を整備していく。

そして、水稲受託者協議会や担い手農家部会など既存の集落営農組織が特定農業団体^{*7}へ移行するよう促すと同時に、JAみやぎ仙南では「JAグループ米改革戦略」に基づき、集落・地区単位で面的・地縁的なまとまりを持った「水田営農実践組合」づくりをすすめていることから、その方針を踏まえ、関係機関が一体となり「集落営農組織」の設立誘導を図ることとする。

また、水田面積3ha以上を個人で耕作している農業者および認定農業者については、より一層の土地利用集積を図り、安定した経営基盤を確立していけるよう支援していくこととする。

さらに、水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）と一体的に行う措置として、麦及び大豆の品質向上を図るため、麦・大豆品質向上対策に係る農業者等を担い手として位置づけるものとする。同様に、耕畜連携を推進するために、耕畜連携推進対策に係る耕種農家及び畜産農家を担い手として位置づけるものとする。

なお、近年においては女性、特に50歳代以上の農業経営者の妻世代が「担い手」として農業経営を支えていることが多い。また、増加しつつある高齢農業者の7割以上が農業に生きがいを感じている、すなわち生産意欲が高いと考えられる。

以上より、大規模農業者を水田農業の「担い手」として育成するのみならず、女性や高齢者を始めとする耕作規模に関わらず意欲のある農業者がその経験、技術などを活かし、生きがいを持って農業関係活動を行うために「農業経営改

*6職場および居住環境が極めて近い状況。

*7 5年以内に農業生産法人等への移行を目指す集落営農組織。

善支援センター」の拡充などの施策を講じていく。

表11-1・地域水田農業の「担い手」育成目標

	認定農業者 (稲作のみ)	水田面積 3ha以上の耕作者	特定農業団体
H15実績	2	20	0
H16目標	5	25	5
H18目標	8	30	10

表11-2・地域水田農業の「担い手」の集積目標

H16目標	32.0
H18目標	35.0

* 数値=農用地面積/集積面積 (%)

表12・女性の農業経営への関わり

	農業経営全体 を取り仕切っ ている	特定の部門の 経営を取り仕 切っている	夫や親族と一 緒に農業経営 全体に参加し ている	指示された農 作業のみに従 事している
計	15	16	58	10
30歳未満	3	5	58	29
30～39	4	8	58	28
40～49	12	14	65	8
50～59	21	19	51	7
60歳以上	17	19	50	11

(単位・%) 出典・

表13・農業に生きがいを感じている割合

	大いに感じる	まあ感じる
50歳未満	11	42
50～64	17	44
65～69	19	53
70歳以上	22	48

(単位・%) 出典・

2. 水田農業構造改革交付金(産地づくり対策)の助成体系

本市水田農業における以上の課題点を踏まえ、全国レベルでの先駆的な例を取り入れながら、地域の主体的な活動を支援し、農業を「経営」および「環境」の観点から見つめ直して、自立した産業の形成に資するために、以下の要領で助成を行うものとする。

白石市指定振興作物等（園芸・景観形成）およびそばに係る助成
麦・大豆・小豆・野菜・果樹などに係る助成
麦・大豆・飼料用作物およびそばの作付団地化に係る助成
環境保全・需要に応じた米づくりに係る助成
耕畜連携（循環型農業）に係る助成
推進協議会活動に係る助成
数量調整超過達成者への助成（過不足調整）
そばの特別加算調整促進

3. 米政策改革関連施策の活用

水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）に関連して実施される以下の施策についても、ビジョンの目標達成を推進するために積極的に取り組んでいくこととする。

麦・大豆品質向上対策

高品質な麦・大豆の生産に取り組む担い手を支援

助成対象者

認定農業者、特定農業団体、一定要件を満たす作業受託組織

品質要件

小麦・農産物検査等級1等で、容積重およびタンパク含有率の基準を満たすもの。

大麦、裸麦・・・農産物検査等級1等で、容積重の基準を満たすもの。

大豆・・・農産物検査等級1等または2等、もしくは一定要件を満たす契約栽培により生産されたもの

助成額

10aあたり13,000円

耕畜連携推進対策

耕種農家と畜産農家の連携による飼料生産を支援

助成対象者

認定農業者、特定農業団体、一定要件を満たす営農集団またはコントラクター（作業受託組織）

取組要件

- ・一定面積以上の団地化による飼料生産
 - ・稲発酵粗飼料またはわら専用稲の生産
 - ・水田放牧または資源循環（堆肥の還元）の取組
- （各取組の実施にあたっては、利用供給協定を締結すること）

助成額

10あたり13,000円

畑地化推進対策

地域の合意のもとに計画的に畑地化を行う地域を支援

永久畑地化計画の作成

土地利用型作物を中心とした輪作計画もしくは放牧地化された水田への繁殖牛等の導入計画を作成

対象農地

平成10年度以降において一作以上水稻が作付けられた農地

面積要件

畑作物：おおむね10ha以上

放牧：おおむね3ha以上

地域の拠出

国からの助成と同額以上を地域で上乘せ交付

助成額

10aあたり80,000円

稲作所得基盤確保対策

生産者からの抛借金と国からの交付金により米価下落時に価格を補てん
助成対象者

生産調整実施者で、集荷円滑化対策に係る抛出を行っている者

対象米穀

下記の全てに該当する米穀で、430万トン进行限度とする

(1) 農産物検査を受検した米穀（加工用米は対象としない）

(2) 米穀安定供給確保支援機構が行う支援対象となる米穀（安定的契約販売を行っている米穀として地方農政事務所長が認めたものを含む）

(3) 生産目標数量の範囲内の米穀

基本的な仕組み

基準価格より米価が下落の度合いに応じて基金から一定額を補てん

1) 基準価格

直近3年の平均価格（都道府県毎の上場上位3銘柄の加重平均価格）

2) 抛出単価

生産者：基準価格の2.5%

国：基準価格の2.5% + 300円/60kg

3) 補てん単価

固定部分：300円/60kg（当年産価格が基準価格を超えた場合、当年産価格に固定部分を加えた額が基準価格 + 300円となる水準まで補てん）

変動部分：当年産価格が基準価格を下回った差額の5割

都道府県段階における基本的仕組みの変更

国の抛出単価以外の基本的仕組みを、一定の条件の下で変更して実施することも可能。

集荷円滑化対策

豊作による過剰米を区分出荷し、1年間の融資を行う

融資対象の米穀

- ・ 農業者団体等を作成する生産調整方針に従い、生産調整を実施し、かつ、集荷円滑化対策に係る拋出を行っている農業者の米穀
- ・ 農産物検査を受検した米穀

申し込み期間

10月15日現在の作況公表から翌年の3月まで米穀安定供給確保支援機構に申し込み

生産者からの拋出および機構の融資

- ・ 生産者は機構に対し、水田作付面積に応じて1,500円/10aを拋出。機構は生産者が出来秋に区分出荷した段階で3,000円/60kgの融資を行う。
- ・ 融資から1年後、適切に区分出荷された段階で、機構から3,000円/60kgが交付

担い手経営安定対策

米価下落の影響を大きく受ける水田農業の担い手を対象に、減少した収入の一部を稲作所得基盤確保対策による補てんに上乗せして補てん

加入対象者

次に掲げる者で稲作所得基盤確保対策に加入している者

- (1) 水田経営規模が4ha以上の認定農業者
- (2) 次の要件を満たす水田経営規模が20ha以上の集落営農組織
 - 1) 代表者に関する事項が定められている等の定款または規約を有していること。
 - 2) 以下の基準を満たす計画を有し、その実施が確実と見込まれること。
 - (3) 営農組織として一元経理していること。
 - (4) 将来的に営農組織が地域内農地の2/3以上を農作業受託（基幹作業）すること。

水田が著しく少ない集落や中山間地域の集落については、知事特認により水田経営規模面積の引き下げが可能。

有機栽培や複合経営を行っている者が、地域水田農業ビジョンにおいて水田農業の担い手として位置づけられた場合は、水田経営規模要件を満たさなくても加入できる場合あり。

補てん額

米価下落を原因として、10a当たりの稲作収入（県平均）が過去3年の平均稲作収入を下回った場合に、稲作所得基盤確保対策による補てん等と合わせて差額の9割までの範囲で補てん。

加入者毎の資金の範囲内での補てん。

収入減となった場合でも、稲作所得基盤確保対策による支払いが無い場合は、本対策による支払いも無し。

出典一覧

仙南地域の水田農業データ（21世紀仙南地域水田農業振興ビジョン・
H15 11月 仙南地域水田農業産地づくり研究会作成）
県電算帳票様式（2-6-4・H15 11月）
白石市農政システムデータ（H15 11月）
みやぎ仙南農業協同組合 営農経済部（H15）
農林水産省「女性農業者の地位向上に関する実態調査」（H11 11月）
（社）農村生活総合研究センター調査報告書